

**たかちほの杜プロジェクト基本構想策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、「まちを育み、人をつなぎ、未来を守る共創拠点」を主題とした『たかちほの杜プロジェクト』の基本構想を策定するにあたり、その業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するのに必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業 務 名 たかちほの杜プロジェクト基本構想策定業務
- (2) 目 的 本プロジェクトは、高千穂の自然や文化、人の魅力を生かし、訪れる人と住む人がつながりを育み、誰もが安心して暮らし続けたいと思える町の魅力を高めることで、将来にわたり人口を維持し、世代を超えて活力と誇りを持てる地域社会を目指すものである。そのため、本業務において、新たな道の駅とまちなか複合拠点施設を中心とした一体的なまちづくりの将来像を描く基本構想を策定することを目的とする。
- (3) 業 務 内 容 別紙たかちほの杜プロジェクト基本構想策定業務委託仕様書のとおり。
※仕様書の内容は現時点での予定であり、契約後の協議の過程において変更する場合もある。
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 提案上限額 5,874,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
※上限を超えた場合は失格とする。
- (6) 担 当 部 署 (お問い合わせ先)
〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地
高千穂町役場 建設課 まちづくり推進係
電話：0982-73-1210 FAX：0982-73-1226
E-mail：kensetsu@town-takachiho.jp

3 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていないこと。
- (4) 高千穂町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
（共同企業体で参加する場合は、対象はすべての構成者とする。）
- (5) 高千穂町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成7年告示第45号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条の規定による指定を受けた同法第2条第5号に規定する指定暴力団等及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 本業務委託において、技術者等の適正な人員を配置し、円滑に業務が履行できること。
- (9) 参加企業は、平成27年度以降に業務を元請けとして完了した実績が1案件以上あること。なお、業務とは、以下の①～④の内いずれかの業務とする。
 - ① 道の駅または複合公共施設の整備に関する基本構想に関する業務
 - ② 道の駅または複合公共施設の整備に関する基本計画に関する業務
 - ③ 道の駅または複合公共施設の整備に関する基本設計に関する業務
 - ④ 道の駅または複合公共施設の整備に関する実施設計に関する業務
- (10) 業務の実施体制は、配置予定管理（主任）技術者を1名置くこと。配置予定管理（主任）技術者の下に本業務を担当する技術者を複数配置することができる。
- (11) 配置予定の管理（主任）技術者は、道の駅または複合公共施設に関する業務に対して豊富な経験を有しており、管理（主任）技術者又は担当技術者として、平成27年度以降に業務の実績が1案件以上あること。なお、業務とは、以下の①～④の内いずれかの業務とする。
 - ① 道の駅または複合公共施設の整備に関する基本構想に関する業務
 - ② 道の駅または複合公共施設の整備に関する基本計画に関する業務
 - ③ 道の駅または複合公共施設の整備に関する基本設計に関する業務
 - ④ 道の駅または複合公共施設の整備に関する実施設計に関する業務
- (12) 配置予定の管理（主任）技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ① 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
 - ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

- ③ R C C M（都市計画及び地方計画）資格を有し、R C C M登録証の交付を受けている者
- (13) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合
 上記(1)から(8)を全ての構成事業者が満たしていること。
 上記(9)は、共同企業体の1者以上が満たしていること。
- ①参加表明書を出す際に、業務委託共同企業体協定書を提出すること。
 ②代表事業者を定めることとし、代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
 ③1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

5 実施スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始・実施要領の公表	令和7年10月17日（金）
2	質問の受付期限	令和7年10月24日（金）17時まで
3	質問の回答	令和7年10月27日（月）まで
4	参加表明書の提出期限	令和7年10月31日（金）17時まで
5	企画提案書の提出期限	令和7年11月12日（水）17時まで
6	参加資格確認通知・企画提案詳細案内	令和7年11月13日（木）
7	プレゼンテーション審査	令和7年11月28日（金）午前
8	審査結果通知（予定）	令和7年12月 5日（金）
9	業務委託契約（予定）	令和7年12月12日（金）

6 配布書類の入手方法

(1) 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、高千穂町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）から入手するものとする。

URL <http://www.town-takachiho.jp>

(2) 配布期間

令和7年10月17日（金）から令和7年10月31日（金）まで

(3) 配布書類一式

- ① たかちほの杜プロジェクト基本構想策定業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ② たかちほの杜プロジェクト基本構想策定業務委託仕様書
- ③ 各種様式
- ④ 候補地位置図

7 参加手続き

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書（様式第1号）及び関係書類を提出しなければならない。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 委任状（様式第3号）＊必要な場合提出

（ただし、高千穂町指名競争入札参加資格審査申請時に既に提出している場合は不要）

- ④ 業務実績調書（様式第4号）
- ⑤ 配置予定技術者調書（様式第6号）
- ⑥ その他添付書類（コピー可）

ア 法人登記簿謄本又は法人登記事項証明書（3か月以内）

イ 国税及び地方税（都道府県・市区町村）に未納がないことの証明書

※上記④⑤の根拠、裏付けとなる書類については、参加表明時に提出は求めないが、本プロポーザル及び委託業務履行の際に必要と認められる場合には、改めて提出を求める。

(2) 参加表明書の提出期限

令和7年10月31日（金）17時まで必着。

ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。

(3) 提出先

2(6)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限必着。）により提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類名	提出部数	留意事項
①企画提案書表紙（様式第8号） ②企画提案書（任意様式） ③業務の実施方針（任意様式） ④業務工程表（任意様式） ⑤業務実施体制表（様式第5号） ⑥業務見積書（見積内訳書を含む） （任意様式）	正本 1 部 副本 15 部	・ A 4 判で印刷製本し、提出すること。 ・ 正本のみ捺印すること。 ・ 提出物①から⑥までまとめて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年11月12日（水）17時まで必着。
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

(3) 提出先

2(6)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限必着。）により提出すること。

9 応募に係る質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

① 受付期限

令和7年10月24日（金）17時まで必着。
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

② 提出方法

質問書（様式第7号）により、電子メールで提出することとし、メール以外は原則受け付けない。
メール件名は、「たかちほの杜プロジェクト基本構想策定業務プロポーザルへの質問」とし、必ず電話（0982-73-1210）にて受理の確認をすること。

③ 提出先

高千穂町 建設課 まちづくり推進係

メールアドレス：kensetsu@town-takachiho.jp

(2) 質問の回答

受け付けた質問の回答は、質問回答書として取りまとめ、令和7年10月27日（月）までの期間において、随時町ホームページに掲載し公表する。

10 プレゼンテーションの実施等

(1) 実施日

令和7年11月28日（金）午前中

(2) 実施会場

高千穂町役場4階中会議室

(3) 選考方法

本要領、仕様書等に基づき提出された各書類及びプレゼンテーションの内容について、『たかちほの杜プロジェクト関連業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』で審査を行う。審査は非公開とし、評価・採点に関する問い合わせや異議は一切受け付けない。

(4) 審査方法

審査は、企画提案書等書類審査及びプレゼンテーションの合計で評価する。

- ① プレゼンテーションの実施場所及び実施時間は、企画提案書受付期限後に速やかに通知する。なお、実施順番は参加表明受付順とする。
- ② 企画提案書の説明及び質疑応答は、本業務の担当技術者が行うこととする。また、会場に入室できるのは最大4名までとする。
- ③ 提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うものとし、当日の差し替え追加資料は認めないものとする。
- ④ プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。
- ⑤ パワーポイント等によりスライド投影する図、表については、企画提案書で使用したもののみとする。
- ⑥ 企画提案書の説明は30分以内とし、その後質疑応答を10分程度行う。ただし、当日の企画提案者が多数となる場合は、改めて時間調整を行い、上記①にて別途通知する。
- ⑦ 審査結果は、令和7年12月5日（金）17時までに町ホームページで公表し、後日、文書を送付する。
- ⑧ 審査結果に対する質問、説明請求及び意見は受け付けない。
- ⑨ プレゼンテーションに参加できない者は、審査対象から除外する。

(5) 選定方法

別紙「評価基準書」により審査を行い、総配点の6割以上を獲得した企画提案者のうち最も評価点の高い者を第一優先交渉者とする。

- ① 選定にあたり、評価点が同点の者が2人以上あるときの対応。
 - ア 見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
 - イ 見積価格が同じ場合、審査委員長の審査をもとに上位者を決定する。
- ② 有効な企画提案者が1者のみのときは、総配点が6割以上であり、審査委員会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉者とする。

11 参加者辞退届の提出

参加表明書の提出後、企画提案への参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
参加辞退届（様式第9号）
- (2) 提出期限
令和7年11月12日（水）17時まで必着。
- (3) 提出方法
持参又は書留郵便（提出期限必着）により提出すること。
- (4) 提出先
2(6)に同じ

12 契約締結

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで契約（地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約）を締結する。なお、第一優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

13 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると所管課が判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (6) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案者は、1者1案とする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書等及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書等に記載した担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類は返却しない。ただし、発注者は提出書類を提出者に無断で他の業務等に使用しない。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲において、発注者複製を作成することがある。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書等並びにその複製を、発注者は企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (8) 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (9) 本業務の成果物等に係る権利は高千穂町に帰属する。

別 紙

評 価 基 準 書

大項目	評価事項	評価基準	評 価	配 点
企画提案力・独自性	町の理念との一致度	高千穂町の基本理念・将来像をどのように構想へ反映するか。	5段階評価	2～10
	独自アイデア・差別化	他地域との差別化や高千穂らしさを生かした独創的な工夫があるか。	5段階評価	3～15
	地域課題への対応力	観光・防災・地域活性化など複数の課題にどう応えるか。	5段階評価	2～10
技術的検討力	土地・施設等の検討	候補地の造成、施設配置、アクセス等の検討方法は適切か。	5段階評価	3～15
	ニーズ調査・分析	調査の方法、地域事業者や住民の声を踏まえた機能整理の方法は適切か。	5段階評価	2～10
	過去10年間の同種実務実績・専門人材の経験	平成27年度以降に受託した業務の実績(件数)で評価。	3段階評価	1～5
取組意欲・実現姿勢	地域理解・積極性	町の歴史・文化・産業を理解し、本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じるか。	5段階評価	2～10
	持続可能性・連携	単なる施設整備ではなく、持続性や町民との連携、周辺施設の活用を検討方法は適切か。	5段階評価	3～15
	見やすさ・伝わりやすさ	理解しやすく、簡潔・明瞭な説明であるか。	3段階評価	1～5
費用の妥当性	費用水準の適切さ		3段階評価	1～5
				100

※5段階は等差で換算（5→10(5)点、4→8(4)点、3→6(3)点、2→4(2)点、1→2(1)点）。

3段階は（3→5点、2→3点、1→1点）。